

生駒市規則第16号

生駒市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年5月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市都市公園条例施行規則（昭和45年3月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 使用料の額が年を単位として定められている場合で、使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって算定し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。